

2020年3月23日

株式会社吉田石油店

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた電気料金の特別措置について

当社は、経済産業省から、新型コロナウイルス感染症の影響により休業および失業等が発生している状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまについて、電気料金の支払期日を延長する等の要請を受けました。本要請を踏まえ、電気料金の特別措置を講ずることといたしました。

### <特別措置の対象>

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金」・「総合支援資金」の貸付を受けているお客さま（個人のお客様）を対象といたします。

### <特別措置の内容>

支払期日が2020年3月26日以降の電気料金について、原則として支払期日を1ヶ月間延長いたします。

尚、本特別措置の終了時期については別途当社ホームページにてご案内いたします。

### <特別措置の申込方法>

特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記までお問い合わせください。

株式会社吉田石油店 企画室

担当：宮武（みやたけ）、齋藤（さいとう）

〒769-1101 香川県三豊市詫間町詫間 1338-128

電話：0120-78-7805

（受付時間：平日 9:00～17:15）